

○ 財務省告示第二百七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、令和二年七月豪雨についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（令和二年七月財務省告示第百八十六号）により指定した地域に、次に掲げる地域を追加して指定する。

令和二年八月二十一日

財務大臣 麻生 太郎

都道府県	指定地域
	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡山辺町

山形県

東田川郡庄内町	東田川郡三川町	西置賜郡飯豊町	西置賜郡白鷹町	西置賜郡小国町	東置賜郡川西町	東置賜郡高畠町	最上郡戸沢村	最上郡大蔵村	最上郡舟形町	最上郡最上町	北村山郡大石田町	西村山郡大江町	西村山郡朝日町	西村山郡西川町	西村山郡河北町	東村山郡中山町
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	----------	---------	---------	---------	---------	---------